

1. 75歳以上のひとり暮らしの方で年金収入79万円（基礎年金受給者）の場合

(1) 被保険者均等割額

被保険者均等割額の軽減になるかどうかを判定します。

$$\text{軽減判定所得} = \frac{\text{年金収入}}{12} - \frac{\text{公的年金控除}^{\ast 1}}{12} = \underline{\underline{0\text{円}}}$$

※1 年金収入が330万円未満の場合は、120万円の公的年金控除があります。

軽減判定所得（0円）が8.5割軽減判定基準額（33万円）より低いため、被保険者均等割額（46,800円）の8.5割を軽減します。

また、8.5割軽減対象者のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得なし。）の場合、被保険者均等割額（46,800円）の0.5割をさらに軽減します。

↓

$$\text{○被保険者均等割額} = \{46,800\text{円} - (46,800\text{円} \times 0.9)\} = \underline{\underline{4,600\text{円} \dots \text{A}}}$$

(2) 所得割額

$$\text{賦課のもととなる所得金額} = \frac{\text{公的年金控除}^{\ast 1}}{12} - \frac{\text{年金収入}}{12} = 0\text{円}$$

※1 年金収入が330万円未満の場合は、120万円の公的年金控除があります。

$$\text{○所得割額} = 0\text{円} (\text{賦課のもととなる所得金額}) \times 8.80\% = \underline{\underline{0\text{円} \dots \text{B}}}$$

(3) 保険料額

$$\text{○保険料額} = 4,600\text{円 (A)} + 0\text{円 (B)} = \underline{\underline{4,600\text{円}}}$$

(月額 約384円)